

船橋市1か月児健康診査費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出生後おおむね1か月を経過した乳児が医療機関等で受診する健康診査(以下「1か月児健康診査」という。)の内容及び費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「1か月児」とは、健康診査を受診する日において生後2か月未満の乳児とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 健康診査を受診する日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている1か月児
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(助成の対象となる健康診査)

第4条 助成の対象となる健康診査は、医療機関等が実施する保険適用外の健康診査であって、令和7年4月1日以後に出生した本事業の対象者に対して実施したものとする。

(健診の内容)

第5条 1か月児健康診査の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体発育状況(身長、体重、頭囲の計測等)
- (2) 問診(栄養状態、栄養法等)
- (3) 診察(疾病及び異常の有無の確認)
- (4) 生後間もない時期に受けたスクリーニング検査の結果説明
- (5) ビタミンK2シロップの投与の有無
- (6) 子育てに関する相談(育児上問題となる事項の確認等)

(助成額及び回数)

第6条 助成金の額は、1か月児健康診査に要する費用とし、6,000円を助成の上限とする。

2 助成回数は、助成対象者1人につき、1回とする。

(受診票の交付)

第7条 市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により妊娠の届出をした者に対し母子健康手帳を交付する際に、1か月児健康診査受診票(以下「受診票」

という。)を交付するものとする。ただし、転入等の場合には、母子健康手帳交付・再交付・別冊交付申請書の受理の際に交付するものとする。

(受診票の使用)

第8条 前条で規定した受診票については、市の定める委託医療機関（以下「委託医療機関」という）で使用できるものとする。ただし、里帰り等の理由により委託医療機関で1か月児健康診査を受診することができない場合、別に定める船橋市妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成取扱要綱に基づき助成の申請を行うことができるものとする。

(費用の請求、審査及び支出)

第9条 1か月児健康診査を実施した委託医療機関は、これに要した費用の請求について、1か月児健康診査費用請求書に受診票を添付して、市長に請求するものとする。

2 市長は前項の規定による費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに当該費用を、委託医療機関が指定した口座に支払うものとする。

(受診者への支援)

第10条 市長は、1か月児健康診査受診者に対し、必要に応じて訪問指導等の支援を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

1 この要綱の規定による受診票の交付その他この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。